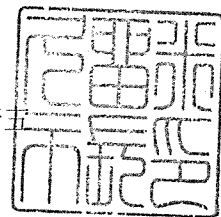


条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び久留米市契約事務規則（昭和 50 年久留米市規則第 9 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 2 月 5 日

久留米市長 原口 新五



1 入札に付する事項

(1) 件名

令和 6 年度久留米シティプラザ大会議室・中会議室プロジェクター修繕

(2) 業務場所

久留米市六ツ門町

(3) 履行期間

契約日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 予定価格

8, 647, 760 円（税抜き）

(5) 最低制限価格

6, 485, 820 円（税抜き）

2 業務概要

別紙仕様書を参照のこと

3 入札参加資格

この入札に参加する者は、入札書の提出締切時点で、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

- (1) 久留米市内に本店もしくは支店・事業所を有していること。
- (2) 久留米市物品登録業者名簿（R7.1.1 現在）に当該事業所が登載されており、かつ名簿の登録業種 1 から 5 のどれかに「精密機器・視聴覚機器」が登録されていること。
- (3) 久留米市指名停止等措置要綱（平成 6 年久留米市庁達第 6 号）により、指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 前 3 号に掲げる要件をすべて満たす者が入札に参加しようとする場合において、次のア、イ又はウに掲げる関係を有する場合においては、当該関係を有する者のうちの 1 者に限り入札に参加することができるものとする。当該関係を有する 2 者以上の者から入札があった場合には、全ての入札を無効とする。

ア 資本関係が次のいずれかに該当する場合

(ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。

以下同じ。）と子会社の関係にある場合（当該子会社が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定す